附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の際現に消費者契約法第十三条第一項の認定を受けている者に対する同法第三十三条第二項の規定による命令又は同法第三十四条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定による当該認定の取消しについては、この政令の施行の日の属する事業年度の終了後最初に招集される特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十四条の二に規定する通常社員総会又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三十六条第一項に規定する定時社員総会の終結の時までは、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令及び高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年一月十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第七号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令及び高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令

内閣は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第八十二条第一項及び第二項、第八十七条第一項及び第二項、第九十三条、第九十四条の二並びに第九十五条並びに高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第七十八条の三及び第七十九条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第一条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和四十三年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「又は都道府県知事は、」を「、都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）の長は、それぞれ」に改め、同条第二項中「又は都道府県知事は、」を「、都道府県知事又は指定都市の長は、それぞれ」に改め、同条第三項中「区域」を「区域（指定都市の区域を除く。）」に、「、液化石油ガス設備工事」を「、指定都市の長は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者の供給設備又は当該指定都市の区域内に設置されている消費設備についての液化石油ガス設備工事の作業に従事した液化石油ガス設備士に対し、それぞれ液化石油ガス設備工事」に改め、同条第四項中「区域内に事業所」を「区域（指定都市の区域を除く。以下この項において同じ。）内に事業所」に、「、特定液化石油ガス設備工事」を「、指定都市の長は、当該指定都市の区域内に事業所を有する特定液化石油ガス販売事業者の供給設備若しくは当該指定都市の区域内に設置されている消費設備について特定液化石油ガス設備工事をした特定液化石油ガス設備工事事業者に対し、それぞれ特定液化石油ガス設備工事」に改め、同条第七項中「は、」を「又は指定都市の長は、それぞれ」に、「充てんの」を「充塡の」に改める。

第十一条の表経済産業大臣の項中「都道府県知事」の下に「（指定都市の区域内にあつては、指定都市の長）」を加え、同表都道府県知事の項上欄中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加え、同項下欄中「都道府県公安委員会」の下に「（指定都市の長にあつては、当該指定都市の区域を管轄する都道府県公安委員会）」を加え、同表に次のように加える。

都道府県知事	法第三条第一項の登録、法第八条の規定による届出（法第三条第二項第二号及び第三号の事項の変更に係るものに限る。）、法第二十三条の規定による届出又は法第二十五条若しくは第二十六条の規定による登録の取消し	当該登録、届出又は登録の取消しに係る者の販売所の所在地を管轄する指定都市の長

第十二条中「都道府県知事」の下に「（指定都市の区域内にあつては、指定都市の長）」を加える。

第十三条第一項中「都道府県知事」の下に「（指定都市の区域内にあつては、指定都市の長。次項から第六項までにおいて同じ。）」を加え、同条第九項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を、「して」の下に「それぞれ」を加える。

第十四条第一項中「第六条」を「第三条の二第三項、第六条」に改める。

（高圧ガス保安法施行令の一部改正）

第二条　高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「次の各号に掲げる事業所、設備又は施設」を「高圧ガスを取り扱う事業所の集積の程度、高圧ガスの処理量その他の高圧ガスの取扱いの状況を考慮して経済産業大臣が定める区域に所在する事業所」に改め、同条各号を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第十六条の二第二項、第八十二条第一項若しくは第二項の規定又は高圧ガス保安法第三十九条、第六十一条第一項、第六十二条第一項、第六十三条第二項若しくは第六十四条の規定により都道府県知事がした命令等の処分その他の行為で、施行日以後第一条の規定による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第十三条第一項から第六項までの規定又は高圧ガス保安法第七十九条の三及び第二条の規定による改正後の高圧ガス保安法施行令（次項において「新高圧ガス令」という。）第二十二条の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）の長が行うこととなる行政事務に係るものは、施行日以後においては、指定都市の長がした命令等の処分その他の行為とみなす。

3　施行日前に高圧ガス保安法第三十六条第二項、第六十三条第一項又は第七十四条第二項若しくは第三項の規定により都道府県知事に対し届出又は通報をしなければならない事項についてその届出又は通報がされていないもので、施行日以後高圧ガス保安法第七十九条の三及び新高圧ガス令第二十二条の規定により指定都市の長に対して行うべきこととなるものは、施行日以後においては、指定都市の長に対して届出又は通報をしなければならない事項についてその届出又は通報がされていないものとみなす。

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　岡田　直樹
内閣総理大臣　岸田　文雄